

室蘭市役所広域センタービル庁舎・蘭東支所の開庁時間の短縮について

1. 先行実施窓口

- ・室蘭市役所広域センタービル内の戸籍住民課、保険年金課、市税課窓口及び蘭東支所

2. 開庁時間

	現 行	変更後
窓口開庁時間	8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
勤 務 時 間	8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5	8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5

3. 実施時期

- ・令和6年6月1日から

4. 実施理由及び目的

- (1) 3課の窓口業務は所定労働時間と窓口開庁時間が同じ時間であることから恒常的に時間外業務を前提とした勤務形態となっていた。開庁時間を前後15分短縮することで勤務時間内に開庁前の準備や閉庁後の後処理が実施できる働き方改革の一環として実施し、状況の改善を図る。
- (2) 住民サービス低下の懸念については、コンビニ交付手数料の減額により、証明書の時間外取得も可能なコンビニ交付利用を促進することで、サービス向上と窓口混雑の緩和を同時に図る。さらに将来的な少人数での業務対応時代に備える。

5. 市民周知の方法

市ホームページ、SNS、広報紙、ポスター、チラシ、新聞等による1月～5月末の事前周知に加え、実施後も当面の間、市ホームページ等で広報する。

6. 参考

- ・短縮時間内来庁者実績

	戸籍住民課	保険年金課	市税課
9時前	3人/日	1.8人/日	1.3人/日
17時以降	0.9人/日	0.4人/日	1.1人/日

・戸籍住民課及び保険年金課は4/1～8/31（104日間）の実績、

・市税課は確定申告時期の1/16～3/15（42日間）の実績。

- ・会計年度職員を含めた戸籍住民課・保険年金課・市税課職員へのアンケート結果では、朝夕前後15分の短縮について、全回答者のうちの83%が「適切である」と答えた。